

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 8 月 11 日（火）第3135号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 3
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 3
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 6
- 都市計画公聴会の開催（都市計画課取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 9
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 10
- 一般競争入札公告（2件）（会計課取扱い） 10
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 16
- 正 誤
- 鹿児島県公報第3070号（平成26年12月19日付け）の一部訂正（砂防課取扱い） 16

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 741 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年 8 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

- 解除予定保安林の所在場所
曾於市大隅町中之内字不動平1193番15（次の図に示す部分に限る。），1198番33，1198番34（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
イーサポート	始良市永池町24番7号	合同会社イーサポート	始良市西始良一丁目40番3号	福永 勇二	平成27年 8月1日	訪問介護

鹿児島県告示第743号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いぶすきケアネットケアプランセンター	指宿市大牟礼四丁目4番8号	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	平成27年 8月1日	居宅介護支援
かわなべ共立内科指定居宅介護支援事業所	南九州市川辺町田部田3971番地	医療法人雅集会	南九州市川辺町田部田3971番地	児玉 雅彦	平成27年 8月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第744号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
イーサポート	始良市永池町24番7号	合同会社イーサポート	始良市西始良一丁目40番3号	福永 勇二	平成27年 8月1日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第745号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
かりん薬局	出水市向江町12番38号	平成27年 8月1日	育成医療・更生医療
さくら調剤薬局	鹿屋市札元一丁目6番43号	平成27年	育成医療・更

		8 月 1 日	生医療
--	--	---------	-----

鹿児島県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年7月15日付で鹿児島市郡山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）城久地区第1換地区の換地計画に係る換地処分を、平成27年7月27日に行った。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第748号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業の期間 平成27年8月10日から同年12月25日まで
- 3 作業の地域 奄美市

鹿児島県告示第749号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業の期間 平成27年8月10日から同年12月25日まで
- 3 作業の地域 瀬戸内町

鹿児島県告示第750号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・トの小屋1, 急・川渡上野1, 急・岸畑上野1, 急・仕明地1, 急・鳩2, 急・鳩3, 急・奥万上1, 急・奥万上2, 急・奥万上3, 急・朝戸1, 急・名浜1, 急・麦田1, 急・湊平1, 急・阿万田1, 急・当地1, 急・ヨフタ平1, 急・高田2, 急・苗代1, 急・前ノ平1, 急・屋万田原1, 急・中畑1, 急・竹ノ当1, 急・陪畑1, 急・中畑2, 急・陪畑2, 急・緑1, 急・緑2, 急・緑3, 急・緑4, 急・緑5, 急・緑6, 急・小又1, 急・小又2, 急

	<p>・緑7, 急・前里1, 急・皿人形1, 急・皿人形2, 急・苗代2, 急・前勝1, 急・竹ノ当2, 急・澁野川1, 急・中里1, 急・小金久1, 急・石原1, 急・川小又1, 急・有免1, 急・池田1, 急・シレン俣原1, 急・アネン勝原1, 急・俣口原1, 急・増里上ノ山原1, 急・城田1, 急・内原1, 急・杉又1, 急・上田平1, 急・カネ福原1, 急・浦越5, 急・浦越1, 急・浦越2, 急・浦越3, 急・浦越4, 急・オジ道原1, 急・オジ道原2, 急・オジ道原3, 急・鶴亀1, 急・田雲原1, 急・白前1, 急・池平1, 急・池平2, 急・池平3, 急・古畑1, 急・赤畑1, 急・金久田2, 急・前田2, 急・大廣1, 急・脇田1, 急・大廣2, 急・砂木1, 急・ハトンサキ1, 急・ハトンサキ2, 急・去勝1, 急・上川1, 急・大当1, 急・越次1, 急・蔓勝1, 急・宇代山1, 急・岸1, 急・里1, 急・里2, 急・木野辻1, 急・木野辻2, 急・戸玉1, 急・窪田1, 急・野口1, 急・山蔵上原1, 急・カチラ勝原1, 急・山田3, 急・安良川1, 急・シラケ1, 急・綾崩1, 急・綾崩2, 急・泉川1, 急・泉川2, 急・上里1, 急・小田1, 急・泉川3, 急・達道1, 急・石原2, 急・前田3, 急・ハサマ1, 急・小山田1, 急・アヤマル1, 急・イトンホヲト1, 急・フンナヤト1, 急・フンナヤト2, 急・長川1, 急・石橋1, 急・松下1, 急・泉ノ花1, 急・石垣亦1, 急・中井1, 急・黒木又1, 急・池畑1, 急・池畑2, 急・池畑3, 急・長畑1, 急・黒木又2, 急・神屋上野1, 急・丸畑1, 急・丸畑2, 急・白畑ヶ1, 急・アラマタ1, 急・アラマタ2, 急・アラマタ3, 急・アラマタ4, 急・河成浜3, 急・後平4, 急・河成浜2, 急・後平3, 急・河成浜1, 急・後平2, 急・後平5, 急・長浜3, 急・中畑3, 急・竹ノ当3, 急・竹ノ当4, 急・緑8, 急・緑11, 急・緑12, 急・緑13, 急・緑10, 急・緑9, 急・緑14, 急・金久平1, 急・金久2, 急・里3, 急・田マス1, 急・白平1, 急・白平2, 急・白平3, 急・川内1, 急・中畑4, 急・中畑5, 急・中畑6, 急・中畑7及び急・下大木田1</p>
大和村	急・永田2, 急・腰ノ畑1及び急・東山田2
龍郷町	<p>急・赤ハラヒ1, 急・千田袋1, 急・川為釜1, 急・メコノツ1, 急・チンナミ1, 急・半田1, 急・上天川2, 急・角子2, 急・角子3, 急・美給崎原1, 急・脇田原1, 急・前里原1, 急・山田1, 急・下久田1, 急・山田2, 急・山田3, 急・中川内1, 急・水ノ浦1, 急・カシキン亦1, 急・蘇鉄当1, 急・西又1, 急・角子4, 急・角子5, 急・上津ノ子原3, 急・上津ノ子原4, 急・水ノ浦2, 急・水ノ浦3, 急・竹作2, 急・水ノ浦4, 急・角子6, 急・カシキン亦2, 急・名瀬又1, 急・大水1, 急・下ハリヨ1, 急・石原勝1, 急・坂根1, 急・隠山人坊1, 急・成平原1, 急・阿ヒン田1, 急・名瀬又2, 急・北下深山1, 急・名瀬又3, 急・北二又1, 急・下九年母田1, 急・大水2, 急・川渡1, 急・上天川1, 急・阿ヒン田2, 急・金久1, 急・上ノ菌1, 急・金久2, 急・折口1及び急・金久3</p>

土石流	奄美市	土・トの小屋1, 土・トの小屋2, 土・トの小屋3, 土・トの小屋4, 土・トの小屋5, 土・川渡1, 土・井畑1, 土・舟蔵3, 土・大井1, 土・大井2, 土・揚山田1, 土・麦田1, 土・田畑1, 土・麦田2, 土・麦田3, 土・前平1, 土・飛出1, 土・前平2, 土・高マン1, 土・高マン2, 土・当地1, 土・麦田4, 土・竹ンサク1, 土・城田1, 土・中畑1, 土・陪畑1, 土・中畑2, 土・陪畑2, 土・屋万田原1, 土・緑1, 土・竹ノ当1, 土・緑2, 土・緑3, 土・緑4, 土・大瀧1, 土・緑5, 土・緑6, 土・大瀧2, 土・竹ノ当2, 土・陪畑3, 土・緑7, 土・金久平1, 土・前田平1, 土・前田平2, 土・里2, 土・窪田3, 土・仲田1, 土・白平1, 土・鳩1, 土・鳩2, 土・名浜1, 土・名浜2, 土・津振1, 土・仕明地1, 土・ヨフタ平1, 土・ヨフタ平2, 土・高田1, 土・高田2, 土・苗代1, 土・前勝1, 土・鳩3, 土・仕明地2, 土・前勝2, 土・前田平3, 土・仲田2, 土・白平2, 土・前勝3, 土・有免川1, 土・川小又1, 土・上川1, 土・上川2, 土・野口3, 土・野口4, 土・川小又2, 土・中里1, 土・俣口原1, 土・グスクダ1, 土・グスクダ2, 土・山田1, 土・城原1, 土・小勝上1, 土・上勝1, 土・上勝2, 土・カネ福原1, 土・上田平1, 土・中生畑原1, 土・内原3, 土・金子山1, 土・池平1, 土・池平2, 土・去勝1, 土・去勝2, 土・村内1, 土・金久田2, 土・アラマタ1, 土・前田1, 土・前田2, 土・前田3, 土・市の中田1, 土・市の中田2, 土・中里4, 土・中里2, 土・中里3, 土・神屋上野1, 土・神屋上野2, 土・神屋上野3, 土・租津1, 土・租津2, 土・尾勝1, 土・大当1, 土・蔓勝1, 土・蔓勝2, 土・宇代山1, 土・里1, 土・川勝1, 土・窪田1, 土・窪田2, 土・野口1, 土・野口2, 土・山蔵上原1, 土・カチラ勝原1, 土・内原1, 土・内原2, 土・綾崩1, 土・里サヲズ1, 土・里サヲズ2, 土・人廻シ田2, 土・池畑乙1, 土・池畑乙2, 土・池畑甲1, 土・古畑1, 土・赤畑1, 土・赤畑2, 土・赤畑3, 土・赤畑4, 土・去勝3, 土・村内2, 土・前田4, 土・黒木又1, 土・黒木又2, 土・松里1, 土・松里2, 土・池平3, 土・トの小屋6, 土・前田5, 土・池畑1, 土・池畑2, 土・池畑3, 土・池畑4, 土・作田1, 土・作田2, 土・作田3, 土・作田4, 土・作田5, 土・大津平1, 土・道平2, 土・福里俣2, 土・道平1, 土・名瀬田3, 土・換山畑3, 土・換山畑2, 土・高田3, 土・犬加シキ1, 土・犬加シキ2, 土・川間1, 土・川間2, 土・金久1, 土・前田平4, 土・前田平5, 土・里3, 土・下大木田1, 土・下大木田2, 土・才津1, 土・才津2, 土・田マス1, 土・仲田3, 土・仲田4及び土・仲田5
	大和村	土・永田4, 土・永田5, 土・永田6, 土・東山田2, 土・東山田1及び土・東山田3
	龍郷町	土・ヨドメ1, 土・ヨドメ2, 土・朝戸1, 土・ムレメツ1, 土・上柳田1, 土・千田袋1, 土・カツラ原1, 土・大作原1, 土・亀又1, 土・角子2, 土・津ノ子原1, 土・脇田原1, 土・山田2, 土・山田3, 土・山田4, 土・

	山田 5, 土・水ノ浦 3, 土・山ノ田 1, 土・西又 1, 土・西又 2, 土・下山田 2, 土・上ハリヨ 1, 土・上ハリヨ 2, 土・上ハリヨ 3, 土・上ハリヨ 4, 土・ベラ田 1, 土・カヤサ 1, 土・カヤサ 2, 土・中田 1, 土・川為釜 1, 土・阿ヒン田 1, 土・半田 1, 土・北大平 1, 土・下九年母田 1, 土・下赤土田 1, 土・下赤土田 2, 土・アダク 1, 土・上天川 1, 土・上天川 2, 土・大ヤドリ 1, 土・大ヤドリ 2, 土・上ハリヨ 5, 土・金久 1, 土・上ノ菌 1 及び土・金久 2
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第751号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・トの小屋 1, 急・川渡上野 1, 急・岸畑上野 1, 急・仕明地 1, 急・鳩 2, 急・鳩 3, 急・奥万上 1, 急・奥万上 2, 急・奥万上 3, 急・朝戸 1, 急・名浜 1, 急・麦田 1, 急・湊平 1, 急・阿万田 1, 急・当地 1, 急・ヨフタ平 1, 急・高田 2, 急・苗代 1, 急・前ノ平 1, 急・屋万田原 1, 急・中畑 1, 急・竹ノ当 1, 急・陪畑 1, 急・中畑 2, 急・陪畑 2, 急・緑 1, 急・緑 2, 急・緑 3, 急・緑 4, 急・緑 5, 急・緑 6, 急・小又 1, 急・小又 2, 急・緑 7, 急・皿人形 1, 急・皿人形 2, 急・苗代 2, 急・前勝 1, 急・竹ノ当 2, 急・澁野川 1, 急・中里 1, 急・小金久 1, 急・石原 1, 急・川小又 1, 急・有免 1, 急・池田 1, 急・シレン俣原 1, 急・アネン勝原 1, 急・俣口原 1, 急・増里上ノ山原 1, 急・城田 1, 急・内原 1, 急・杉又 1, 急・上田平 1, 急・カネ福原 1, 急・浦越 5, 急・浦越 1, 急・浦越 2, 急・浦越 3, 急・浦越 4, 急・オジ道原 1, 急・オジ道原 2, 急・オジ道原 3, 急・鶴亀 1, 急・田雲原 1, 急・白前 1, 急・池平 1, 急・池平 2, 急・池平 3, 急・古畑 1, 急・赤畑 1, 急・金久田 2, 急・前田 2, 急・大廣 1, 急・脇田 1, 急・大廣 2, 急・砂木 1, 急・ハトンサキ 1, 急・ハトンサキ 2, 急・去勝 1, 急・上川 1, 急・大当 1, 急・越次 1, 急・蔓勝 1, 急・宇代山 1, 急・岸 1, 急・里 1, 急・里 2, 急・木野辻 1, 急・木野辻 2, 急・戸玉 1, 急・窪田 1, 急・野口 1, 急・山蔵上原 1, 急・カチラ勝原 1, 急・安良川 1, 急・シラケ 1, 急・綾崩 1, 急・綾崩 2, 急・泉川 1, 急・泉川 2, 急・上里 1, 急・小田 1, 急・泉川 3, 急・達道 1, 急・石原 2, 急・前田 3, 急・ハサマ 1, 急・小山田 1, 急・アヤマル 1, 急・イトンホヲト 1, 急・フンナヤト 1,

		急・フンナヤト2, 急・長川1, 急・石橋1, 急・松下1, 急・泉ノ花1, 急・石垣亦1, 急・中井1, 急・黒木又1, 急・池畑1, 急・池畑2, 急・池畑3, 急・長畑1, 急・黒木又2, 急・神屋上野1, 急・白畑ヶ1, 急・アラマタ1, 急・アラマタ2, 急・アラマタ3, 急・アラマタ4, 急・河成浜3, 急・後平4, 急・河成浜2, 急・後平3, 急・河成浜1, 急・後平2, 急・後平5, 急・長浜3, 急・中畑3, 急・竹ノ当3, 急・竹ノ当4, 急・緑8, 急・緑11, 急・緑12, 急・緑13, 急・緑10, 急・緑9, 急・緑14, 急・金久平1, 急・金久2, 急・里3, 急・田マス1, 急・白平1, 急・白平2, 急・白平3, 急・川内1, 急・中畑4, 急・中畑5, 急・中畑6, 急・中畑7及び急・下大木田1
	大和村	急・永田2, 急・腰ノ畑1及び急・東山田2
	龍郷町	急・赤ハラヒ1, 急・千田袋1, 急・川為釜1, 急・メコノツ1, 急・チンナミ1, 急・半田1, 急・上天川2, 急・角子2, 急・角子3, 急・美給崎原1, 急・脇田原1, 急・前里原1, 急・山田1, 急・下久田1, 急・山田2, 急・山田3, 急・中川内1, 急・水ノ浦1, 急・カシキン亦1, 急・蘇鉄当1, 急・西又1, 急・角子4, 急・角子5, 急・上津ノ子原3, 急・上津ノ子原4, 急・水ノ浦2, 急・水ノ浦3, 急・竹作2, 急・水ノ浦4, 急・角子6, 急・カシキン亦2, 急・名瀬又1, 急・大水1, 急・下ハリヨ1, 急・石原勝1, 急・坂根1, 急・隠山人坊1, 急・成平原1, 急・阿ヒン田1, 急・名瀬又2, 急・北下深山1, 急・名瀬又3, 急・北二又1, 急・下九年母田1, 急・大水2, 急・川渡1, 急・上天川1, 急・阿ヒン田2, 急・金久1, 急・上ノ藪1, 急・金久2, 急・折口1及び急・金久3
土石流	奄美市	土・トの小屋1, 土・トの小屋2, 土・トの小屋3, 土・トの小屋4, 土・トの小屋5, 土・川渡1, 土・大井1, 土・大井2, 土・麦田1, 土・田畑1, 土・麦田2, 土・前平1, 土・飛出1, 土・高マン1, 土・高マン2, 土・当地1, 土・竹ンサク1, 土・城田1, 土・陪畑1, 土・中畑2, 土・陪畑2, 土・屋万田原1, 土・緑1, 土・竹ノ当1, 土・緑2, 土・緑3, 土・大瀧1, 土・緑5, 土・緑6, 土・大瀧2, 土・竹ノ当2, 土・陪畑3, 土・緑7, 土・金久平1, 土・前田平2, 土・里2, 土・窪田3, 土・仲田1, 土・白平1, 土・鳩1, 土・鳩2, 土・名浜2, 土・津振1, 土・仕明地1, 土・ヨフタ平1, 土・高田1, 土・苗代1, 土・仕明地2, 土・前勝2, 土・仲田2, 土・白平2, 土・前勝3, 土・有免川1, 土・川小又1, 土・上川1, 土・上川2, 土・野口3, 土・野口4, 土・川小又2, 土・中里1, 土・俣口原1, 土・グスクダ1, 土・山田1, 土・城原1, 土・小勝上1, 土・上勝1, 土・上勝2, 土・カネ福原1, 土・上田平1, 土・中生畑原1, 土・内原3, 土・金子山1, 土・池平2, 土・去勝1, 土・去勝2, 土・金久田2, 土・アラマタ1, 土・前田2, 土・前田3, 土・市の中田1, 土・市の中田2, 土・中里4, 土・中里2, 土・中里3, 土・神屋上野1, 土

	・神屋上野 2, 土・租津 1, 土・租津 2, 土・大当 1, 土・蔓勝 2, 土・川勝 1, 土・窪田 1, 土・窪田 2, 土・野口 2, 土・カチラ勝原 1, 土・内原 1, 土・内原 2, 土・池畑乙 2, 土・池畑甲 1, 土・古畑 1, 土・赤畑 1, 土・赤畑 2, 土・赤畑 3, 土・赤畑 4, 土・去勝 3, 土・村内 2, 土・前田 4, 土・黒木又 1, 土・松里 1, 土・松里 2, 土・池平 3, 土・トの小屋 6, 土・前田 5, 土・池畑 1, 土・池畑 2, 土・池畑 4, 土・作田 1, 土・作田 2, 土・作田 3, 土・作田 4, 土・作田 5, 土・大津平 1, 土・道平 2, 土・福里俣 2, 土・道平 1, 土・名瀬田 3, 土・換山畑 3, 土・換山畑 2, 土・高田 3, 土・犬加シキ 1, 土・犬加シキ 2, 土・川間 1, 土・川間 2, 土・金久 1, 土・前田平 4, 土・前田平 5, 土・里 3, 土・下大木田 2, 土・才津 1, 土・才津 2, 土・田マス 1, 土・仲田 3, 土・仲田 4 及び土・仲田 5
大和村	土・永田 4, 土・永田 5, 土・永田 6, 土・東山田 2, 土・東山田 1 及び土・東山田 3
龍郷町	土・ヨドメ 1, 土・朝戸 1, 土・ムレメツ 1, 土・上柳田 1, 土・千田袋 1, 土・カツラ原 1, 土・大作原 1, 土・亀又 1, 土・角子 2, 土・津ノ子原 1, 土・脇田原 1, 土・山田 2, 土・山田 3, 土・山田 4, 土・山田 5, 土・水ノ浦 3, 土・山ノ田 1, 土・西又 1, 土・西又 2, 土・下山田 2, 土・上ハリヨ 1, 土・上ハリヨ 2, 土・上ハリヨ 3, 土・上ハリヨ 4, 土・ベラ田 1, 土・カヤサ 1, 土・カヤサ 2, 土・中田 1, 土・川為釜 1, 土・阿ヒン田 1, 土・半田 1, 土・北大平 1, 土・下九年母田 1, 土・下赤土田 1, 土・下赤土田 2, 土・アダク 1, 土・上天川 1, 土・上天川 2, 土・大ヤドリ 1, 土・大ヤドリ 2, 土・上ハリヨ 5, 土・上ノ藪 1 及び土・金久 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 日時
平成27年 9 月 2 日 (水) 午後 7 時から
- 2 場所
志布志市役所志布志支所 1 階会議室 (志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号)
- 3 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
志布志都市計画道路の変更
都市計画道路に 1・5・2 号串間志布志線を次のように追加する。

種 別	位 置		区 域	構 造		
	起 点	終 点		主 な 経 過 地	延 長	車線数
自動車専用道路	志布志市大字志布志町夏井板川内	志布志市大字志布志町志布志字見	志布志市大字志布志町帖字南中尾	約8,130m	2車線	12m

国有林2150 林班	帰				
---------------	---	--	--	--	--

4 公述の申出

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を平成27年 8 月 25 日（火）までに、鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）に到着するよう提出すること。

なお、公述申出書の様式は、鹿児島県土木部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html>）から取得することができる。

(2) 知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。

5 公聴会の開催の中止

4の(1)の公述申出書の提出がなかった場合には、公聴会の開催を中止する。

6 関係図書の縦覧場所及び公聴会に関する問合せ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話099-286-3678）

大隅地域振興局建設部土木建築課（電話0994-52-2185）

志布志市建設課都市政策推進室（電話099-474-1111）

別記様式

公 述 申 出 書	
鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿	
<p>私は、9月2日に開催される志布志都市計画道路の変更に関する公聴会において、下記の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>	
郵便番号	
住 所	電話番号
氏 名	
年 齢	職 業
意見の要旨及びその理由（別紙）	

始良・伊佐地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 8 月 11 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークセンター 絆	霧島市国分中央 三丁目1番6号 肥後ビル2F	合同会社ジョイ ントライフ	霧島市国分中央 三丁目1番6号 肥後ビル2F	緒方 大地	平成27年 7月10日	就労継続 支援B型

大島支庁告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年 8 月 11 日

大島支庁長 本重人

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ユーアイ工房	奄美市名瀬小俣 町3番50号	特定非営利活動 法人ユーアイ自 立支援の会	奄美市名瀬小俣 町3番50号	富山 佳郎	平成27年 8月1日	自立訓練 (生活訓 練)
ユーアイ大和	大島郡大和村大 棚108番2号	特定非営利活動 法人ユーアイ自 立支援の会	奄美市名瀬小俣 町3番50号	富山 佳郎	平成27年 8月1日	就労継続 支援B型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分上小川字上川原693番1，695番1及び695番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分中央三丁目20番6号
社会福祉法人法隆寺福祉園
理事 川畑憲光

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1工区)
大島郡喜界町大字湾字宮戸446番1，446番2，446番7の一部，446番20，447番4の一部，447番6の一部，447番8の一部，447番9の一部，447番11の一部，447番13の一部及び447番14の一部
- 2 公共施設の種類の種類，位置及び区域
道路 大島郡喜界町大字湾字宮戸446番1の一部，446番2の一部，446番20の一部，447番4の一部，447番6の一部，447番9の一部，447番11の一部，447番13の一部及び447番14の一部
公園 大島郡喜界町大字湾字宮戸446番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大島郡喜界町大字湾1746番地
喜界町長 川島健勇

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の借入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

- 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
交通規制等管理システムの賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年 1 月 31 日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成28年 2 月 1 日から平成33年 1 月 31 日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
平成27年 8 月 11 日から同月 25 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年9月24日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年9月25日午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ウ) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成27年8月28日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし

たものを落札者とする。

- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110 (内線2234)
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Traffic regulation control system:1set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
 - (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 24 September 2015
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2234)
FAX 099-206-5560

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 505式外
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年 1 月 29 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成28年 2 月 1 日から平成33年 1 月 31 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年8月11日から同月25日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年9月24日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年9月25日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成27年 8 月 28 日 午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Notebook computers for business use:505set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 24 September 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第79号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年 8 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR押忍!ど根性ガエルZ03	株式会社大都技研	5P0597
ぱちんこ遊技機	CR RAVE この世界こそが 真実だFPF	株式会社藤商事	5P0599
ぱちんこ遊技機	CR聖闘士星矢3ZLB	株式会社三洋物産	5P0667
ぱちんこ遊技機	CR北斗の拳6天翔百裂FTB	サミー株式会社	5P0618
ぱちんこ遊技機	CR義風堂々!!～兼続と慶次～ L5-V	株式会社ニューギン	5P0546
回胴式遊技機	サイレントヒルCP	高砂電器産業株式会社	5S0444
回胴式遊技機	地獄少女FSA	株式会社藤商事	5S0548
回胴式遊技機	ベヨネッタZF	サミー株式会社	5S0446

正 誤

平成26年12月19日付け鹿児島県公報第3070号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
7	下から20行目	, 急・荒平3	(削る。)